

資料 3－3

施設・設備の維持管理に係る仕様

1 共通事項

旧展示室、学習室及び管理事務所には警報装置を設置すること。

2 供用施設

対象施設	管理方法等	実施回数等
森林	・管理道・遊歩道沿い森林の除伐、枯損木除去、つる切り等	適宜
	・ゴミ拾い	随時
広場	・巡視点検・清掃	随時
	・広場、工作物の軽微な補修	適時
旧展示室 学習室	・展示物・パネル等の点検	随時
	・館内清掃	年 2 回
	・軽微な修繕	適宜
遊歩道 ウェルカムストリート	・巡視点検・清掃	随時
	・刈払、不陸整正、階段補修、標識の補修等	適宜
管理道	・巡視点検・清掃	随時
	・刈払、溝渠清掃、軽微な修繕	適宜
展望台 公衆便所（仮設を含む。）、駐車場	・巡視点検・清掃	随時
	・軽微な修繕	適宜

* 修繕、補修については、資料 4 「施設の改築及び修繕等の実施区分」に応じて実施するものとする。

3 管理用施設

対象施設	管理方法等	実施回数等
給水設備	・設備の正常運転に必要な維持管理	・維持点検：年3回 ・滅菌清掃：年1回
	・水道法に基づく水質検査	・定期水質検査：年8回 ・年次水質検査：年2回 ・簡易水質検査：随時
	・異常のある場合の軽微な修繕	・修繕：適宜
浄化槽	・設備の正常運転に必要な維持管理	・維持点検：年3回
	・浄化槽法に基づく清掃、水質検査	・清掃点検：年1回 ・水質検査：年1回
	・異常のある場合の軽微な修繕	・修繕：適宜
電気設備	・電気事業法に基づく設備の点検	・月次点検：月1回 ・年次点検：年1回
	・日常巡視点検	・巡視：随時
	・異常のある場合の軽微な修繕	・修繕：適宜
消防設備	・機能点検	・年2回
照明設備	・巡視点検	・巡視点検：随時
放送設備	・異常のある場合の軽微な修繕	・修繕：適宜

*修繕、補修については、資料4「施設の改築及び修繕等の実施区分」に応じて実施するものとする。

4 休業期間中の施設管理に係る特記事項

給水設備の凍結防止の措置をとること。

凍結防止のため給水を行わない場合、県民の森内を通行する者のため、仮設トイレを適宜設置すること。

また、来園者の安全に配慮し、遊歩道などの共用施設を適宜管理すること。

5 森林管理道の管理に係る特記事項

県民の森に設置されている森林管理道（丸山支線及び丸山分線）については以下により管理すること。

- (1) 埼玉県森林管理道管理基準（資料6）を熟知し、車両の通行を制限する工作物の設置等をする場合、県に届け出ること。
- (2) 刈り払い、除雪等軽微な維持管理は、指定管理者が行うこと。
- (3) 森林管理道が破壊又は欠損した場合は、速やかに県に報告すること。